

# 市税等の徴収を強化！！

皆さんが納める市税は、さまざまな事業を実施するための貴重な財源であり、必要不可欠なものです。  
市税の納付が滞ると、事業の推進が遅れたり実施できなくなったりしますので、納期限までに必ず納めてください。

## ◆ 市税を納期限までに納めないと

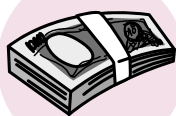
納期限までに納付しない時は、納期限内に納めた方との公平を保つため、法律(地方税法)の規定に基づき、本来納めるべき税額、督促手数料(100円)のほか**延滞金**(納期限後1ヶ月は年4.4%、その後は年14.6%)が加算されることになります。

### 【延滞金の例】

**滞納税額 50,000円の場合**

納期限から6か月後に納付 … 3,600円

納期限から1年後に納付 …… 6,800円



### － 平成19年度 滞納処分件数 －

| 区 分            | 件数 |
|----------------|----|
| 預金差押           | 49 |
| その他の債権差押       | 2  |
| 不動産差押          | 7  |
| 不動産参加差押        | 3  |
| 不動産抵当権設定       | 3  |
| 茨城租税債権管理機構へ移管中 | 5  |

(8月31日現在)

## ◆さらなる税の公平を目指して

税負担の公平及び税収の確保を一層図るため、滞納整理を行います。

### 市税滞納整理の強化月間

**11月・12月・平成20年1月**

- 滞納者の預金等を中心とした集中的な差押処分
- 常陸太田県税事務所との連携による特別滞納整理

### ◆ 問い合わせ先 ◆

本庁市民部収納課

☎52-1111 内線125・126

各総合支所市民課庶務グループ

山 方 ☎57-2121 美 和 ☎58-2111

緒 川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111



## いばらき子育て家庭優待制度

## 「いばらき Kids Club」が始まります

### 「いばらき子育て家庭優待制度」とは

県内に在住する18歳未満の子どもを持つ家庭や妊娠中の方を対象に、県が発行する「いばらき Kids Club」カードを協賛店舗等で掲示すると、料金割引や粗品進呈等の優待が受けられるという制度です。

### カードをもらうには

幼稚園や(認可)保育所、各小学校等を通じて1家庭につき1枚配付されます。

※兄弟の構成等により、配付される学校、学年が異なります。

妊娠中の方や在宅のお子さんのいるご家庭については、下記の窓口で交付します。

### 【配布・問い合わせ先】

本庁保健福祉部福祉課☎52-1111内線138

各総合支所福祉健康課

山 方☎57-6812 美 和☎58-3850

緒 川☎56-3992 御前山☎55-2113



### 協賛店舗募集中

県では、子連れでの外出を温かくサポートできる地域づくりや、子どもを持って良かった、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めるため、『いばらき子育て家庭優待制度』に協賛いただける店舗や施設を随時募集しています。詳細については、問い合わせください。

### ● 問い合わせ先 ●

県子ども家庭課少子化対策室 ☎029-301-3261